

第34回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年4月6日（月）午後1時30分から午後3時44分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員（24人）

1番	清水 静 枝	2番	中 村 滋
3番	箱 田 裕 史	4番	浦恩城 由 子
5番	佐 藤 勲	6番	寺 崎 正 親
7番	今 井 隆	8番	須 田 直 子
9番	大 野 俊 彦	10番	信 澤 健 治
11番	中 沢 幸 子	12番	山 田 孝 夫
13番	天 田 晃	14番	戸 塚 英 子
15番	塚 越 勤	17番	石 川 大 輔
18番	川 野 健 一	19番	福 田 敬 一
20番	西 山 康 雄	21番	反 保 勉
22番	飯 野 利 貞	23番	新 井 元
24番	設 楽 明 志	25番	金 井 政 明

4 欠席委員（1人） 16番 永 井 保 伸

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	井 上 忠 夫
係長	渡 邊 喬 丈
係長	矢 端 ひろみ
係長	矢 島 賢 一
主任主事	飯 島 卓 也
主任主事	登 坂 洸 介
主事	森 田 千 理
主事	八 戸 萌 花
主事補	茂 木 開 斗

6 職務のため出席した農政課職員

主事

岩 井 啓 太

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 特定農地貸付計画について
- 日程第8 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第9 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第12 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1 時 3 0 分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（井上忠夫） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので第34回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきます。

お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長よりお願いしたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第34回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席者は議席番号16番、永井保伸委員から欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は、全員25名のところ24名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました、続いて、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に入ります。

それでは、私のほうから議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号11番、中沢幸子委員並びに13番、天田晃委員の両名を指名いたします。

なお、書記の任命については、事務局の矢端係長を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行に入ります。

発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどをお願いいたします。

それでは、早速、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1 番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は使用貸借、転用の目的は分家住宅でございまして、平成18年1月24日許可、高農委指令第191号でございました。取消しを願ひ出る理由につきましては、建築計画がなくなったためとのことでございます。

以上、農地法の規定による許可処分の取消についての案件は1件でございます。ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○会長 取消しの申請 1 件ございまして、今事務局から説明がございました。

この件について、皆さんから何か質問等ございましたらお願いいたします。

質問がなければ承認することとしますけども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続いて、議案第 2 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請についてです。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第 2 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1 番 当初許可の内容につきましては、農地法第 5 条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和 6 年 12 月 23 日許可、高農委指令第 1397 号でございました。変更の理由につきましては、販売先の増加と加工品需要の増加に伴い生産を増やすためとのこととございまして、さつまいもからアシタバに変更したいとのこととございます。

2 番 当初許可の内容につきましては、農地法第 5 条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和 5 年 4 月 24 日許可、高農委指令第 1035 号でございました。変更の理由につきましては、パネル配置の変更により支柱本数の変更が生じたためとのこととございます。変更後の計画につきましては、営農型発電の一時転用期間が満了するため、更新したいとのこととございまして、転用期間は令和 8 年 4 月 26 日から令和 11 年 4 月 25 日でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の 3 条許可申請議案書 11 ページ議案第 3 号ナンバー 12 及び一時転用の 5 条許可申請議案書 19 ページ議案第 5 号ナンバー 1 が提出されております。

3 番 当初許可の内容につきましては、農地法第 5 条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和 5 年 4 月 24 日許可、高農委指令第 1037 号でございました。変更の理由につきましては、パネル配置の変更により支柱本数の変更が生じたためとのこととございます。変更後の計画につきましては、営農型発電の一時転用期間が満了するため、更新したいとのこととございまして、転用期間は令和 8 年 4 月 26 日から令和 11 年 4 月 25 日でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の 3 条許可申請議案書 12 ページ議案第 3 号ナンバー 13 及び一時転用の 5 条許可申請議案書 19 ページ議案第 5 号ナンバー 2 が提出されております。

4 番 当初許可の内容につきましては、農地法第 5 条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱

を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和5年4月24日許可、高農委指令第1052号でございました。変更の理由につきましては、パネル配置の変更により支柱本数の変更が生じたためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、営農型発電の一時転用期間が満了するため、更新したいとのこととございまして、転用期間は令和8年4月25日から令和9年4月24日でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の3条許可申請議案書13ページ議案第3号ナンバー16及び一時転用の5条許可申請議案書19ページ議案第5号ナンバー3が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請一括案件は4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 はい。許可のね、変更申請ということで4件の説明がございました。

それでは皆さんから、何か質問がございましたらお願いします。

よろしければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認いたします。

それでは、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

ナンバー1からナンバー2については新規就農案件となっております。それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、新規就農にあたり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当より説明させていただきます。

○事務局 それでは、事前にお配りさせていただいた高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。

リストのナンバー1、営農類型は、露地野菜。若田町にて農地約30アールを借り、営農を開始します。譲受人につきましては、令和8年3月5日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは今井隆農業委員会会長、國峯敏幸推進委員が出席し、譲受人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農が行えるかなどの確認を行いました。

それでは、1ページ目を御覧ください。まず、1の就農の動機です。譲受人は、祖父の所有する農地を有効活用し、故郷の風景を守りつつ、太陽のもとで体を動かす仕事をする、また、自分

自身で事業を始めたいという願望が叶えられると思い、就農を決意しました。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、ナス、ニンジン、シュンギクを主な作目とし、JAへの出荷を経営の主軸として営農を開始します。将来的には、減農薬や有機栽培も検討している、とのことでした。

3の職歴及び農業経験でございますが、大学を卒業後、都内のIT企業に約8年勤務し、2025年4月より農林大学校社会人コースに在学し、農業技術の基礎や有機栽培について学び、本年3月に卒業いたしました。

続きまして、2ページ目の営農計画書です。作付けについては、ナスを主軸に、その他にニンジンとシュンギクを作付けします。トラクターは祖父が所有しているため、譲り受けて活用することで、初期投資を抑えます。

また、認定新規就農者の基準を満たすような営農計画になっておりますので、今後は青年等就農計画認定申請をする予定です。

続きまして、3ページの位置図です。太線で囲んだ箇所が今回借りる農地となります。上段位置図の右上、当該農地に囲まれた住宅が譲受人の自宅で、近隣農地で耕作することにより効率的な営農が見込まれます。

営農計画書等については、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 はい、ただいまね、ナンバー1の説明がございました。

続いて、就農相談会に出席した事務局農業振興担当からご報告をお願いします。

○事務局 農地法第3条許可申請、審議No. 1について、過日、行われました就農相談会での今井会長との質疑応答について、ご報告いたします。

質問1 就農の一番のきっかけは何ですか。

回答 もともと体を動かすことが好きで、農業にも興味がありました。東京で勤務していたときは1日中デスクワークばかりで、健康面の心配もしていたところ、祖父所有の農地がある若田町付近で太陽光パネルの話があり、故郷の風景を守りつつ、太陽の下で体を動かすという自身の願望も叶えられると考えたためです。

質問2 農林大学校では、有機コースで学ばれていたとのことですが、有機栽培はしないのですか。

回答 就農相談会を通して西部農業事務所などの関係機関から助言をいただき、まずは慣行栽培で経験を積み、軌道に乗ってきたら有機栽培を始めたいと考えています。作目をニンジンとシュンギクにしたのは、有機栽培へ移行することも見越して選定しました。

質問3 単価や収量の根拠を教えてください。

回答 ナスに関しては、単価・収量ともに群馬県の経営指標を参考にしました。ニンジンとシュンギクに関しては、群馬県の経営指標に記載されていないので、単価は東京都大田市場の年間底値を参考に設定し、収量是他県の経営指標を参考に設定しました。

質問4 補助事業は利用されない予定ですか。

回答 祖父が耕作していた農地や機械類を譲り受けるケースが継承にあたるかどうかの判断を市、県を通じて農水省に確認していただいているところです。補助事業の対象になるのであれば経営開始資金を利用したいと考えています。

以上のような、質疑応答がありました。

また、今井会長より計画についても適切であり、就農後も効率的な営農が見込まれる旨のご意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。

○会長 はい、今ね新規の相談会の報告終わりました。

この件ね、南部の委員さん、事前協議の時に私からある程度、こういう家系っていうかな、これおじいさんがね農業委員長くやったんですよ、私の先輩でね。私が農業委員になる前で、農業委員としてね長くやってこられたおじいさんです。で、あのね、おじいさん、分家で出ましてね、野菜専門に最初やったんですよ。野菜やったり、桃栽培やったり、原木シイタケもやったりね。それから娘2人なんでね。男の子がいなかったんで婿取りだったんですよ。それが、跡継ぎはいないかなんて、急に精神的に参っちゃったんだけど、えらい元気がなくなっちゃってね。そんなん、やっぱりおじいさんとしてはね、跡継ぎは出来ないかなんて思ってた、急にこの孫がね、就農するんだなんて言い出して、そしたらおじいさん元気になっちゃってね。今93なんですよ。えらい元気で毎日畑出てね、もう孫と一緒に畑づくり、土づくり、大変毎回ね、一生懸命やりましたよ。だから精神的なそういう随分人間もね、変わるんだなんて思ってるんですけど。私のね、すぐ裏なんですよ。だから何かあったら私、厳しくね、言おうかなと思ってんです。

はい。意見出ないね。何かアドバイスのことありますか。なければ、これ許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続いてナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、新規就農にあたり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当より説明させていただきます。

○事務局 リストのナンバー2、営農類型は、露地野菜。西国分町にて農地約50アールを借り、営農

を開始します。譲受人につきましては、令和8年3月11日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは川野健一農業委員、依田敏彦推進委員が出席し、譲受人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農が行えるかなどの確認を行いました。

それでは、7ページ目を御覧ください。まず、1の就農動機です。自身の「好き・得意・情熱」を最大限発揮でき、独立という手段を用いることで、自分が大切にしたいことを大切にできる人生を進めることができると考えたためです。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、人と土と作物の理解を深め、お客様の真に求める価値を創り提供する。提供するものを現実にするためのアイデアを日々磨き続ける。失われつつある価値あるものの市場の、開拓と構築をする。とのことでした。

3の職歴及び農業経験でございますが、民間企業や自衛隊に約15年務めた後、農事組合法人に4年半務めたという経歴となっております。

続きまして、8ページの営農計画書です。作目は、露地ナス、ハクサイ、タマネギです。今回の申請地で、露地ナスの栽培から始め、11ページの借地予定農地一覧のとおり、中間管理事業で農地を拡大しながら、他の作目にも取り組んでいく計画です。許可日の都合上、申請地を3条で先行して貸借しますが、貸借期間が満了する一年後には、他の農地と同様に中間管理事業での貸借に変更します。

続きまして、12ページの位置図です。太線で囲んだ箇所が今回借りる農地となります。

営農計画書等については、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」2ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 はい、ただいまね、ナンバー2の説明がございました。

続いて、就農相談会に出席された川野健一委員から報告をお願いいたします。

○18番川野委員 議席番号18、川野です。農地法第3条許可申請審議ナンバー2について、過日行われました就農相談会での内容をご報告いたします。

なお、当日は譲受人に対し、事務局職員、群馬支所産業課職員と共に以下のとおりやり取りを行いました。

質問1 営農面積が広いようですが、全て1人で取り組む予定ですか。手伝ってくれる人はいますか。

回答 基本的には、1人で取り組む予定です。ナスの収穫をしながら、白菜を定植するタイミングが多忙になると思っていて、どうしても難しくなってしまうと、白菜の定植時期は動かさないので、ナスを控えて、白菜を重視しようと考えています。なお、手伝いについては、前職場の従業

員だった方2人と母親が可能な時には支援すると言ってくれているので、助けてもらうこともあると思います。

質問2 機械の準備やある程度の投資もあるようですが、資金面は、大丈夫でしょうか？

回答 機械類は新規に取得していくものと譲り受けるものがありますが、基本的には、自己資金で賄える予定です。ただ、令和9年度に導入予定の玉ねぎの移植機についてのみ、融資や補助金の活用を検討しています。

質問3 技術面については、農事組合法人に務めていたということで心配ないかと思いますが、農業関係の仕事に就こうと思った動機などあればお聞かせください。

回答 祖父が農家をしており、かねてより農業をしてみたいという気持ちがありました。農家は、体を動かしながら、定年後も働けるという点に魅力を感じていて、独立してからも長く続けられるように頑張りたいと思っています。

以上のような、質疑応答がありました。

また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であり、就農後も継続的に営農が見込まれますことをご報告させていただきます。

○会長 はい、川野委員からご報告がございました。それでは、これより審議に入ります。皆さんから何か質問がございましたらお願いします。

最初ね、職歴見た時に、あまりに職歴が多いんでね、次から次に職を変えたんで大丈夫かななんてね、私は思ったんですけど、こないだね、依田委員さんね、北部から話がございまして、今農業組合法人でね、野菜作りも勉強しているようだなってちょっと思われたんですけど。

皆さんから質問ありましたらお願いします。

これといって質問なければ、これ許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

3番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和8年4月26日から令和11年4月25日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請議案第2号ナンバー2及び太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書19ページ、議案第5号ナンバー1が提出されております。

13番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和8年4月26日から令和11年4月25日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請議案第2号ナンバー3及び太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書19ページ、議案第5号ナンバー2が提出されております。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和8年4月25日から令和9年4月24日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請議案第2号ナンバー4及び太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書19ページ、議案第5号ナンバー3が提出されております。

17番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は売買、法人代表者の個人名義の農地を法人名義に変更したいという申請ござ

います。

19番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は17件でございます。なお、この17件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全て満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 はい。ただ今ね、ナンバー3から19ですか、説明がございました。

それでは皆さんから質問をもらいながら審議に入りたいと思います。はい、中村委員。

○2番中村委員 2番の中村です。いつもそうなんですが、この申請の理由なんですが、経営拡大のために借りたい、買いたいというのが多いんですが、この譲渡人は相続でとか、あるいは高齢でとか遠方ですとかこういったのは理解出来るんだけど、この申請の譲受人が年齢はわかんないですが、この辺はどうなんでしょう。実はうちの方でもね、購入して、この借りたり購入した人は亡くなってんですよ、ある程度70後半になって。そうすると結局耕作放棄地あるいは遊休農地になっちゃうんですよ。

○会長 購入してからすぐ亡くなってる。

○2番中村委員 いや、すぐではないんです。借りてたんは良いんだけど、そういったことがあるんです。この年齢なんかはね。法人では別ですよ。だけど、個人でこうしたのは、差支えない範囲で年齢なんかはどうなんでしょう、その辺。

○事務局 今回の南部なんかだと、実際借りる人も70代とか多いです。渡す人も70代、借りる人も70代でなんか割と昔からの知り合いだとか多いんで、だから若い人に世代が変わってるってわけではないです。正直。

○2番中村委員 だからその辺がね、あの1個1個見れば、こう年齢はあんただめよとは言えないかもしれないですよ。その辺もいかがかな。

○事務局 理想は確かに世代交代していけば良いんですけど、実際若い人はそんな農業しなくて、実際中間管理とかでね、借りてるのも大体業者だったり農業法人だったりするんで、うまく世代交代出来てないってのが正直なところなんじゃないですかね。申請を受けて。年齢も先ほど申し上げた70代とかでは多いんで、そこはちょっと課題なのかなと思いますね。

○2番中村委員 でね、農業委員してるんで、耕作放棄地あるいは遊休農地になって、あそこ何とかしないかいと、こういう話が結局農業委員に来るわけですよ。その都度ね、そのやっぱりある程度年齢制限で大丈夫なんかいって、年齢的にその次は、自分のね、購入なり、あるいは自分の家族なりね、そういう人が受け継ぐ予定があるんかどうかまでもやっぱり深く入った方が良いんじゃない

やないかとかね。

○会長 ま、そういうこともね、これから考えていかないかね。規模拡大しましたけど亡くなりました。耕作放棄地になっちゃうからね。

○2番中村委員 それが却って問題でとういうのがありますのでね。

○会長 そんな話はね、今中村委員から出たんで、例えばこのナンバー6で、農業者が1人なんどけども、合わせると3.6ヘクタール位あるんだけど、これ1人で。

○事務局 やってますね。

○会長 いくつ位の人だ。

○事務局 多分70位だと思います。この辺の方なんで、わりかし熱心にやってる方なんで、そんな不安はないと。青地が多いところで、そんな放棄地は無いところかなと思うんですけどね。おっしゃる通り、後継者いるかいけないかそういう話になっちゃうと確かに課題ではあるかと思うので。

○会長 ナンバー9の方、合わせると7ヘクタール位、この人は。

○事務局 ナンバー9に関しては、この人は若くて34歳なんです。ただ、お父さんが一緒にやってて、お父さん多分ね、70代位なんかな。で、ここは確かに面積広いんですけど、隣の市の境くらいで酪農をやってる方で、隣の市の方にも問合せした感じ、酪農をかなり熱心にやってる方なんで、幅広くやってるんで本当に有名な酪農をやってる方なんです。高崎でもいくつか牧草地ですかね、牛にあげる草の関係でやってるって形なんで、逆にこの方は後継者なんかがいるんでそんな不安なんかはないかなとは思うんですけど、全体的な話をしたら確かに高齢の方が多いのは不安ではありますよね。

○会長 今ね、中村委員からそういう話が出たんで、今まで年齢とかそういうのあんまり細かい話を聞かずにやったけど、やっぱりある程度ね、年齢でね、規模拡大しても、いつ本人がだめだって出来なくなるか。そうするとまた耕作放棄地になるとね。それもね、事務局と相談しながらある程度の年齢で土地購入してって今あるんですけども、やってもらいたいと思うわけですけど。年齢、詳細入れるか。

○事務局 基準上はなかなか制限かけることは難しいかなと思うんですけど、後継者の部分とかも確認させていただきながら、その方が大丈夫なのかっていうのは少し注意しながら審査を行っていきたいかなという風には思います。

○2番中村委員 ま、1つ課題としてね、こういったのを頭の中に入れてある程度しないと、結局また先ほどね、農業委員で何してんだいって言われて耕作放棄地じゃねんかといって、そういういたのが結局我々に降りかかってくるっていうかね。見つけた方が良くとかね。そういうのがありますんで。

○会長 他に。はい、金井委員。

○25番金井委員 25番の金井です。13番なんですけども、借受人と譲渡人の関係なんですけども、面

積が1,474平方メートルっていうことなんですけども、譲受人が2人いてですね、1人は自作地が1,400でもう1人は3,600と持ってるんですけども、あの、場合によっては1人だけで良いんじゃないかって気もするんですけども、これは別々に一応あるんですかね。少しずつ出してるんですか。上の1人だけで良いような気がするんですけど。

○事務局 農地が2つありまして、それぞれの所有者のところなんですよね。これとこれが。

○25番金井委員 そうすると、下の方の2人から少しずつ出してるってことですね。

○事務局 そうですね。多分会社の計画の関係で、ここを貸して欲しいっていう希望があって買ったのがたまたまこの所有者が2人だったっていうようなところにはなるかなとは思うんですけど。

○25番金井委員 はい、分かりました。後、18番なんですけども、自作地が9,600平米しかないんですけども、今回25,645平米を許可をなんですけど、これはどういう事なんですかね。9,600しかなければ9,600以上は貸せないと思ってるんですけど、これはどうなんですかね。

○20番西山委員 これは436の方を会社に貸している、正式に。

○25番金井委員 これはだから逆に言えば貸付地をあれしなきゃ、こっち持ってこなくちゃ出来ないんじゃないですか。貸してる中では。

○事務局 そうですね。今、西山委員さんがおっしゃっていただいた通り、今回の譲渡し人の方がもうそもそも自分がやってる会社に貸付っていうのをに入れていて、その貸付地にも入っているものが今回正式に売買で名義を移すような形になりますね。

○25番金井委員 そうすると、正式には9,600プラス436の一部を移動してっからやるってことですね。

○事務局 そういうことになりますね。

○25番金井委員 ていうことは、逆にこの貸付地をこっちに先に回してなけりゃ許可申請が出来ないんじゃないんですか。貸付したままでは。現在ですとこれは、貸してるわけですから、貸付をこうしないと出来ないんじゃないですか。いくら自分のあれでも。貸付の契約が出来てるわけですから、それを解消しないとこっちの方に出来ないんじゃないですか。

○事務局 そもそも今回の譲受人に使用貸借で貸し付けているというところがあって、受ける人と貸し付ける人が今同じ状態になっているので、今回、表記上は確かにそういうことに整合性がないって言われるとあれなんですけど、特に今回解約を挟まずにつていうところなんです。使用貸借で売る相手に今貸している状態ではあるので、今回3条はそのままです。

○25番金井委員 そういう場合も大丈夫なんですか。

○事務局 そうですね。今回のケースはこれでかなっていうことですかね。

○事務局 特にそれで契約上何か支障が生じるですとか、問題が生じるってことも無いので。

○会長 他にございますでしょうか。

それでは他に異議はなさそうなので許可としますけどもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、許可といたします。

それでは、続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅への進入路が狭く不便なため通路を拡幅したいという通路用地の申請でございます。

2番 借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

3番 住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます。

4番 借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

5番 借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 自動車修理業を営んでいるが自動車修理販売所として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという自動車修理販売所の申請でございます。

7番 住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございます。

8番 ビニールハウスの修復作業のため申請地を作業員駐車場及び資材置場として使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は8件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまね、ナンバー1から8説明がございました。何か質問等ございましたらお願いします。

ナンバー8はこれビニールハウスの作業、結構長い期間だと思ったらね、これ結構大きいハウスでね、パイプからやってくんだっけね、一から始める。今あるハウスを処理するとかそういうんじゃないくて、一から始めるようなね、だから期間かかるんだそうです。

はい、どうでしょうか。異議がなければ許可相当としますが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー3につきましては事前調査案件になっております。

それでは事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備施設用地の申請でございます。こちらは一時転用ですので、転用期間は令和8年4月26日から令和11年4月25日までの3年間でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただいた計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号、ナンバー2及び議案書11ページ議案第3号、ナンバー12、3条の地上権設定が提出されております。

こちらの圃場は令和5年にパネルの下でカボチャを栽培する計画で許可を受けまして、今回は3年間の賃貸借期間が満了するため更新の申請となりました。

それではナンバー1審議資料をご覧ください。1枚目は位置図でございます。図面左の赤で囲われている箇所が申請地でございます。近隣大学から西に約1.2キロメートルの場所に位置しております。

2枚目が案内図でございます。航空写真上の黄色で囲われている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は農振農用地が広がる地域でございます。申請地も農振農用地の青地農地でございます。

3枚目が圃場の地図でございます。申請地に隣接する土地につきましては、田、用悪水路、公衆用道路でございます。

4枚目と5枚目が土地利用計画図と求積図でございます。更新の申請ですので、現地には本図面のおり太陽光パネルが設置されております。支柱60本、パネルの枚数140枚、2.4平米の一時の用の許可申請でございます。

6枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用の支柱のため、最低地上高は2.1メートル、最高地上高は2.8メートルで3メートル間隔で設置されております。

7枚目からが営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積1,025平米でカボチャを栽培する計画でございます。営農者の属性はア及びイの認定農業者となります。属性がイの認定農業者になりますので、許可期間は最大で10年間でございます。営農者の農作業経験ですが、農作業歴は14年になり、作付け作物に関しては14年間の経験となっております。

裏面が栽培計画になります。カボチャを1,025平米作付けしております。営農に必要な農作業の期間ですが、カボチャを4月に定植、8月から9月に収穫とのことでございます。利用する農業機械

ですが、トラクター2台と管理機を使用しているとのことでございます。農作業に従事する者ですが、常時6人体制であると伺っております。

続きまして下部の農地における単収見込みですが、地域の平均的な単収はカボチャは10アール当たり1,210キログラムとなっておりまして、本申請地における単収見込みは10アール当たり968キログラムとなっており、80%の収量を見込んでいるとのことでございます。

営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、ツルが広がり生育するため、営農型の下部でも十分な日照量が確保出来るとのことでございます。効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ最低地上高2.1メートル、最高地上高2.8メートル、間隔3メートルとなっておりまして、作業を効率的に行ううえでの通常必要となる空間の確保についても十分に確保しているとのことでございます。

必要な知見を有する者の意見でございますが、カボチャはツル性の植物であり、圃場全体を覆うように生育するため、パネル下での栽培でも生育に支障はないとのことでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○会長 はい、今ナンバー1の説明がありました。続いて調査報告ですけども、今回は第1班の調査となっております。ということで調査班長の清水委員から報告をお願いします。

○1番清水委員 はい。それでは事前調査報告、第1班班長清水静江。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の担当者3名の出席でした。

質問1 1チーム6名で営農を行う計画とのことですが、その1チームで他にどのくらいの面積を管理、栽培しているのですか。

回答 弊社の営農型圃場65ヘクタールのうち、約30ヘクタールをカボチャの栽培と位置付けています。これを約3チームで割り振って管理しているため、1チーム当たり約10ヘクタールを担当しています。

質問2 他のカボチャの圃場では獣害が問題になっていますが、この圃場の被害状況はいかがですか。

回答 獣害についてはほとんど問題ありませんが、それよりも1番東側の山手側が水が溜まってしまうことが課題となっています。

質問3 今回は目標収量の8割に満たなかったとのことですが、次回に向けて目標収量を達成するためにどのような対策を考えていますか。

回答 一部で水路を掘るなどの排水対策を行っていますが、まだ不十分なため段階的に進めていきます。また、昨年度、干ばつや地面に接した面の腐敗、虫の食害によるロスが発生して商品率が下がってしまうため、ツルが伸びる箇所が防草シート等で保護する対策を検討しています。

質問4 防草シートの活用などについては前回の調査でも案が出ていたかと思いますが、次回の栽培に向けて確実に対策を実施できますか。

回答 社内でも実施していく方向で検討しており、まず別の一部の圃場で実験的に実施するための資材の手配を行っているところです。その結果次第で他の圃場への展開も検討していきます。

質問5 栽培しているカボチャは全て加工用ですか。

回答 この圃場で栽培している品種の一部は店舗でそのまま販売もしますが、主にスープなどの加工用に使われることが多いです。

以上のような質疑応答がありました。以上です。

○会長 ただいま調査班長から報告がございました。

それではこれより審議に入ります。皆さんから質問がございましたらお願いいたします。アドバイスでも何でも良いですけどもね。はい、お願いします。

こないだ出尽くしたかな、北部の事前協議でね。ナンバー3でまた質問出てくるね。

それではこれも3年ね、それで許可としますがよろしいでしょうか。

○全員 はい

○会長 はい。それでは続きましてね、ナンバー2の説明。それでは事務局お願いします。

○事務局 2番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備施設用地の申請でございます。こちらは一時転用ですので、転用期間は令和8年4月26日から令和11年4月25日までの3年間でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただいた計画変更申請、議案書6ページ、議案第2号、ナンバー3及び議案書12ページ議案第3号、ナンバー13、3条の地上権設定が提出されております。

こちらの圃場は令和5年にパネルの下でカボチャを栽培する計画で許可を受けまして、今回は3年間の賃貸借期間が満了するため更新の申請となりました。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面左上の赤で囲われている箇所が申請地でございます。近隣小学校から北西に約800mの場所に位置しております。

2枚目が案内図でございます。航空写真上の黄色で囲われている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、農振農用地が広がる地域でございまして、申請地も農振農用地の青地農地でございます。

3枚目と4枚目が公図の写しでございます。申請地に隣接する土地につきましては、田、畑、公衆用道路でございます。

5枚目と6枚目が土地利用計画図と求積図でございます。見開いてご覧ください。更新の申請ですので、現地には本図面の通り太陽光パネルが設置されております。架台支柱50本、パネルの枚数182枚、3.28平米の一時転用の許可申請でございます。

7枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用の支柱のため最低地上高は2.1メートル、最高地上高2.8メートルで3メートル間隔で設置されております。

8枚目からが営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積1,474平米でカボチャを栽培する計画でございます。営農者の属性はア及びイの認定農業者となります。属性がイの認定農業者になりますので、許可期間は最大で10年間でございます。営農者の農作業経験ですが、農作業歴は14年になり、作付け作物に関しては14年間の経験となっております。

裏面が栽培計画になります。かぼちゃを1,474平米作付けしております。営農に必要な農作業の期間ですが、かぼちゃを、4月に定植、8月から9月に収穫とのことでございます。利用する農業機械ですが、トラクター2台と管理機を使用しているとのことでございます。農作業に従事する者ですが、常時6人体制であると同っております。

続きまして、下部の農地における単収見込みですが、地域の平均的な単収は、かぼちゃは10アールあたり、1,210キログラムとなっております。本申請地における単収見込みは、10アールあたり968キログラムとなっており、80%の収量を見込んでいるとのことでございます。

営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、つるが広がり生育するため、営農型の下部でも十分な日照量が確保できるとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ最低地上高2.1メートル、最高地上高2.8メートル、間隔3メートルとなっております。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても、十分に確保しているとのことでございます。

必要な知見を有する者の意見書でございますが、カボチャは、ツル性の植物であり、圃場全体を覆うように生育する為、パネル下での栽培でも生育に支障はないとのことでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○会長 はい、今ナンバー2の説明がありました。続いて調査報告ですけれども、調査班長の清水委員から報告をお願いします。

○1番清水委員 はい。それでは事前調査報告、第1班班長清水静江。農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の担当者3名の出席でした。

質問1 栽培しているカボチャの品種は何ですか。また、加工用と店舗販売のどちらを予定していますか。

回答 品種はクリカボチャなどを栽培しています。基本的には利益の出やすい店舗での販売を前提としていますが、獣害による激しい損傷や虫食い等でできた規格外品についてはカット野菜や加工用として出荷しています。

質問2 前回の単収実績が59%でしたが、今回の申請で更新期間を最大10年としている理由は何

ですか。

回答 認定農業者であるため最長の10年で申請を行っています。当該圃場は平坦で作業がしやすく、今後も可能性がある場所であると考えているためです。

質問3 現地を見ると肥料不足が見受けられますが、虫害防止のために実の下に段ボール等敷くなどの工夫は検討していますか。

回答 面積が広く、全てにシートや段ボールを敷いていくのは費用や手間の面で負担が大きいため、初めは実験的に防草シートを活用する形で効率よく対策を実施していきたいと考えております。

質問4 土壌改良のためにもっと沢山の堆肥を入れたうえで、緑肥として麦類を植えるのが良いと思いますがいかがですか。

回答 麦類の活用など、頂いたアドバイスを今後の栽培の参考にさせていただきます。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 はい、それではこれから審議に入ります。皆さんから何か質問がありましたらお願いいたします。

まあいくら認定農業者だってね、規模拡大して1人で耕作できる面積ってありますからね。そんな、それ以上の耕作できるわけが無いんでね。そういうことで、今まで面積が大きすぎたんでなかなか手は回らなかったということだね。

はいどうでしょう、このナンバー2。ここは黒土だったんですよ。良かったよね、土はね。ここなら8割くらい取れると思うけどね。それで、3年間ということ、北部地区のね申請で意見色々出ましたけど。これもこの間の事前協議で3年ということ、申請人にもそのような話してあって、それでよろしいでしょうかね。

○全員 はい。

○会長 良いですか、3年ということ。

○全員 はい。

○会長 許可相当といたします。

それでは続きましてね、事務局、ナンバー3をお願いします。

○事務局 3番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備施設用地の申請でございます。こちらは一時転用ですので、転用期間は令和8年4月25日から令和9年4月24日までの1年間でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただいた計画変更申請、議案書7ページ、議案第2号、ナンバー4及び議案書13ページ議案第3号、ナンバー16、3条の地上権設定が提出されております。

こちらの圃場は令和5年にパネルの下でカボチャを栽培する計画で許可を受けまして、今回は3年間の賃貸借期間が満了するため更新の申請となりました。

1 枚目、表紙が位置図でございます。図面上の赤で囲われている箇所が申請地でございます、近隣施設から北東に約 1 キロメートルの場所に位置しております。

2 枚目が案内図でございます。航空写真上の黄色で囲われている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、農振農用地が広がる地域でございます、申請地も農振農用地の青地農地でございます。

3 枚目が公図の写しでございます。申請地に隣接する土地につきましては、畑、山林、公衆用道路でございます。

4 枚目と 5 枚目が土地利用計画図と求積図でございます。更新の申請ですので、現地には本図面の通り太陽光パネルが設置されております。架台支柱262本、パネルの枚数1,284枚、3.28平米の一時転用の許可申請でございます。

6 枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用の支柱のため最低地上高は 2.1m、最高地上高2.8mで 3 m間隔で設置されております。

7 枚目からが営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積5,020平米でかぼちゃを栽培する計画でございます。営農者の属性はア及びイの認定農業者となります。属性がイの認定農業者になりますので、許可期間は最大で10年間でございます。営農者の農作業経験ですが、農作業歴は14年になり、作付け作物に関しては14年間の経験となっております。

差し替え資料 1 ページが栽培計画になります。かぼちゃを5,020㎡作付けします。

続いて営農に必要な農作業の期間ですが、1 年目は土作りを行い、2 年目からはかぼちゃを、4 月に定植、8 月から 9 月に収穫とのことでございます。利用する農業機械ですが、トラクター 2 台と管理機を使用しているとのことでございます。農作業に従事する者ですが、常時 6 人体制であると伺っております。

続きまして、下部の農地における単収見込みですが、地域の平均的な単収は、かぼちゃは10アールあたり、1,210キログラムとなっております、本申請地における単収見込みは、10アールあたり968キログラムとなっており、80%の収量を見込んでいるとのことでございます。

営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、つるが広がり生育するため、営農型の下部でも十分な日照量が確保できるとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ最低地上高2.1メートル、最高地上高2.8メートル、間隔 3 メートルとなっております、作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても、十分に確保しているとのことでございます。

必要な知見を有する者の意見書でございますが、かぼちゃは、ツル性の植物であり、圃場全体を覆うように生育する為、パネル下での栽培でも生育に支障はないとのことでございます。

今年度は土づくりのため緑肥を栽培していたとのことでございます。

現在は、緑肥はすでに土にすき込んであり、4月の定植に向けて施肥等を行っているとのことでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○会長 はい、今続いて調査報告ですけども、清水班長さんお願いします。

○1番清水委員 はい。それでは事前調査報告、第1班班長清水静江。農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の担当者3名の出席でした。

質問1 3年前に許可を受けてから栽培の実績を教えてください。

回答 ここまではパネル設置工事完了後、去年から緑肥などで土づくりを行っており、今年からカボチャを栽培する計画です。

質問2 こちらの圃場は5,020平米と広く、圃場の状態も赤土であり良くないように見えたが、現在の圃場の状態をどうお考えですか。

回答 対象地は赤土の粘土質で、土を起こしたところ石が多く出てくる状態です。以前あったはずの良い黒土が取られてしまったと見られ、土壌の改善が必要な状況です。

質問3 現状の土壌ではカボチャの栽培が難しいと思いますが、土づくりとして現在までに何か対策を行いましたか。

回答 一反当たり1トンのトンブンを入れ、数回土おこしをしました。また緑肥も撒きましたが、育ちすぎてしまったため粉碎してすき込みを行いました。

質問4 赤土のままで石が多い状態ではカボチャを植えても十分な収量は見込めません。牛糞やトンブンなどの肥料を入れて、まずは時間をかけてしっかりと土づくりが必要ではないですか。

回答 はい。赤土の改良には数年かかるというご指摘のとおり、現在の状態では収量上げるのは難しいと認識しております。今後、頂いたアドバイスを参考に対策を行います。

質問5 そのままカボチャの定植を進めるのではなく、まずもう1年土づくりに専念するよう計画を変更した方が良いのではないですか。

回答 はい。ご指摘のとおり1年目の計画はカボチャの栽培ではなく土づくりに専念する形で見直しをさせていただきます。ご指導いただいた内容を基に、計画を修正いたします。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 はい、ただいまね、ナンバー3の説明が終わりました。これから審議に入ります。

皆さんからだいぶ事前協議で意見が出ましてね、まあこれ赤土なんで土壌改良から始めなさいって色々意見が出たんです。この知見を有する者、有識者から色々アドバイスを受けてるんでしょうけれどもね。この有識者の意見がこれ見ると、土づくりからとかそういうのが全然ないんだけど。これどういうんだろう。これ有識者ですかね。これじゃダメだ。参考のようなことを言ってもらわ

ないと。これ赤土のところを見たのかね。分からないか。

○事務局 現地は見ていただいていると思うんですけども。それで土壌の改良は必要だって認識はあったようで。一応この1年間は緑肥をすき込んで土壌の改良ってことで努めてもらって、今年度から実際にカボチャを栽培するっていう計画だったようなんですけども。まだ土づくりの方がこれじゃ不十分ってことで委員さんに確認していただいて、もう1年間土づくりをしていただくっていう流れです。

○会長 ああ、そういう話は出てるのね。まあ大分ね、北部の委員さんから、こうにきなさいって色々意見が出ましたけど。1年ということでその様子を見てね、またその後更新期間を決めるということで。まだ意見ありますか。はい、西山委員。

○20番西山委員 20番西山です。これ細かいこと言うようなんですけど、1から3までのこの下部農地における収支の見込みっていうのを見るとですね、とりあえず種苗費とかっていうのがあって良いんですけども、この中にですね、地代とか賃借料っていうのは常に0なんだいね、これを見ると。あくまでも契約の内容が賃貸借であるんだから、ここにさ、例え100円だろうが1万円だろうが数字としては載せるべきなんじゃねえんか。俺なんか細けえからこういうのをすぐ目にしてチェックしちゃうんだけどさ。それと3に対しては今度は1年で土壌改良するってことだから、あくまでもさ、ここで種苗費とは別に土壌改良費っていうのをきちんと入れてもらって、それでこの3についてはこの下部農地における収量報告の見込みっていうのは出し直しをしてもらおうっていうのを要望するんです。1つはね。それともう1つ、さっき会長が言ったように知見を有する者っていうのがあくまでも出てるのであれば、今度申請者が出てきた場合においては、この知見を有する者っていう人を同席していただいて、きちんとどのようなね、知見があるんか、こちらでやっぱり確認をしないとさ。あくまでここに出てきて全て同じようなんで。契約してるから名前を自由に使って良いですよとかって申請者と契約してるんかもしれないけど。こちらに関してはさ、先ほど言ったように、知見があるんだったらもう少し、石があるんだったら石を除いてくださいよとか、土壌改良するんだったら、例えば最悪だったら黒土を入れてもう少しね。そいで痛くもない腹をあれするようであれば、本当だったらこんな赤土のとこだったら実際なら電気を目的で下なんかはさ、どちらでも良いからこれを借りたっていう形でやってるわけだ。だからその辺はこの数字もやっぱりきちんとした。全部同じだ、1から3まで。賃貸料も載ってなければ何もねえ。こんなのを認めてるっていうことは農業委員会がさ、実際にこの目を通してないっていうような見方をされるから、もう少しきちんとこれは数字を入れてくださいと。で、3に関してはもう1回、後で出してくださいっていうぐらいのこと言っても良いと思うんだけど、お願いします。

○会長 じゃあ今の件に関して事務局から。

○事務局 はい。今回の聞き取り調査の後で、こちらの圃場につきましては土づくりがもう1年必要ではないかということでご指摘をいただきまして、急遽計画を見直しを先方の方でも行いまして、

後から提出させていただいた様式については変更ということで差し替えをさせていただいたところだったんですけれども、ちょっとこちらの3番の収支の見込みについては差し替えが間に合わず、皆様にお配り出来なかったところでありますので、こちらについては申請者にお伝えしまして、しっかりした見直しをしていただくように指導したいと思います。今後につきましても、こちらの収支の見込み、参考の資料ということになっているんですけども、中身の方もまた確認したうえで、審査を行っていきたいと思います。

○会長 それではよろしいでしょうか。

○20番西山委員 はい。

○会長 他にご意見ございますでしょうか。はい、中村委員。

○2番中村委員 2番の中村です。先ほど、知見を有する者の意見こういった感じですが、私が知っている範囲でしたら、この方種苗会社の社長ですよ。ですから、種の事に関しては売ることと栽培はしてますよ。だけどこの人が今言うように、全部の土壌から始まってまでしてるかどうかというのは疑問がありますかね。もし私が知っている範囲で言いますと。よく農協へ来て、栽培講師は年中してます。種をみんなに配ってる。そういう人ではありますが、種苗会社です。そういったサラリーマンというか経営者。

○会長 だから実勢に現地見てやれるんか、それがちょっとな。

○20番西山委員 見られねえだんべ。そういうことだ。

○会長 そういうことだそうです。

○20番西山委員 でも1回位は参考として、来てもらってちょっと話を聞くってのは良いかもしれねえ。別にいじめるとかなんとかってんじゃねえんだから。こちらもそうすればその時に要望つつうかさ、お願いできるし。もう少し色々チェックしてやってくださいよとかってんで。

○会長 また事務局と相談しますね。

はい、それでは1年ということであれですか。許可するんだけど、これ面積が大きいんだよね。農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するんだ、1年ということ。結構ね、県もうるさいんですよ。色々質問するんでね。じゃあ1年ということ農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいですか。

○全員 はい

○会長 はい、それではそういたします。後はね、後で始めましょう。ちょっと休憩です。

休 憩

再 開

○会長 はい、いいですか。揃いましたか。

それではこれから一括審議に入りますね。事務局、説明をお願いします。

○事務局 4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、同一事業の案件としまして議案書20ページ、議案第5号ナンバー7が提出されております。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件としまして議案書20ページ、議案第5号ナンバー6が提出されております。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件としまして議案書20ページ、議案第5号ナンバー5が提出されております。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、同一事業の案件としまして議案書20ページ、議案第5号ナンバー4が提出されております。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしている高崎でが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は賃貸借、自動車修理販売業を営んでいる申請地を借り受けて新たに自動車整備工場を建築したいという自動車整備工場の申請でございます。

14番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、金属加工業を営んでいるが倉庫及び駐車場が不足しているため申請地を

買い受けて使用したいという倉庫及び露天駐車場の申請でございます。

19番 契約内容は売買、申請地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます。

20番 契約内容は贈与、庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は賃貸借、運送業を営んでいるが車両置場及び資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

23番 契約内容は賃貸借、有料老人ホームを営んでいるが施設の改修工事期間中の従業員用駐車場として申請地を借り受けて使用したいという申請でございます。こちらは一時転用の申請ですので、転用期間は令和8年4月23日から令和8年10月22日までの6カ月の申請でございます。

24番 契約内容は賃貸借、産業廃棄物処理業を営んでいるが資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。

25番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

26番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、購入予定の宅地に隣接する申請地を買い受けて庭として使用したいという住宅の敷地拡張の申請ございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

28番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請ございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は賃貸借、交通量が多く集客の見込める申請地を借り受けてコンビニエンスストアを建築したいというコンビニエンスストアの申請でございます。

31番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

32番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

33番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発

電設備設置用地の申請でございます。

34番 契約内容は売買、水処理施設管理業を営んでいるが従業員用駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

35番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専住居地域及び第2種住居地域でございます。

36番 契約内容は売買、養鶏場を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという物置及び露天駐車場の申請ございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は、33件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 はい。ただいま一括審議案件の説明がありました。

それでは、これより審議に入ります。

この中で34番、山田孝夫委員に関係する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条において農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することは出来ないとありますが、山田孝夫委員が申請人の代理人として申請された案件となっておりますので、ナンバー34を最終の質疑とし、その際は山田委員に1度ご退出をお願いしたいと思います。

それでは34を除いて質疑を受けたいと思います。

今回5条の申請少なかったね。どうでしょう。

それでは許可相当としますがよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは許可相当とします。

それではナンバー34、審議に入ります。山田委員、ご退出をお願いします。

はい、よろしいでしょうか。それでは質疑をいたします。

この譲受人、この名前ですけど名前変わったんですね。高崎のね、災害があった時に、洪水があった時にポンプ車、これ3台置いてあるのかな。市の方から委託してね。これが名前が変わりました。で、審議に入りますけど、これ駐車場にしてね。はい。よろしいでしょうか。質問ないでしょうか。

なければ許可といたしますがよろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 はい。それでは山田委員入ってください。

続いて、議案第6号に移ります。

特定農地貸付計画について。特定農地貸付計画廃止の承認申請が次のとおりあったので審議を求める。それでは事務局説明をお願いします。

○事務局

議案第6号特定農地貸付計画について。

1番 当初承認につきましては、平成26年3月5日付、高農委第324—53号でございまして、廃止の理由につきましては、市民農園として利用していないためでございます。本申請は、その計画の廃止の案件でございます。

以上、特定農地貸付計画についての申請は1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 はい、事務局の説明が終わりました。それでは皆さんご意見よろしく願いします。これ最初から借り手がいなかったんだっけね。

○事務局 最初は平成26年の段階では借り手がいてやっていたんですけど、相続したらやらなくなったような状態がずっと続いていて、で今回家建てるよって話になった時に、なんか市民農園の規約が残ってるなっていうのが分かって、現地確認とか含めて色々やったところ使ってなかったんで、今回廃止になるという経緯ですね。

○会長 そういう経緯だそうですよ。そういうことで次の計画があるということなんで、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続いて議案第7号ですね。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいかを審議いたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○農政課

議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農政課です。議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請についてご説明させていただきます。別紙でお配りしているA4横の冊子「農用地利用集積等促進計画（案）」とA4横の薄い冊子「農用地利用集積等促進計画（案）総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

今回の議案は、令和8年6月1日公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。

お手元の「農用地利用集積等促進計画（案）総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況

一覧」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、借手は23名、貸手は57名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が58筆、5万7,969平米、地目、田の期間借地はございません。地目、畑の通年が39筆、6万264平米、地目、畑の期間借地はございません。合計で97筆、11万8,233平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は73筆で、割合は75.3%となっております。

続いて、裏面を御覧ください。貸借期間別に見ますと10年未満の農用地について、田が42筆、4万348平米、畑が16筆、3万3,327平米、10年から15年未満の農用地について、田が16筆、1万7,621平米、畑が23筆、2万6,937平米、15年以上の農用地については、田、畑ともに設定はございません。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局から説明がございました。

それではこれより審議に入ります。皆さんからね、この内容に関して何か質問等ございましたらお願いします。質問ございませんでしょうか。なければ要請しますが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、要請することといたします。

それでは、報告事項に移ります。では、係長、お願いします。

○22番飯野委員 その他って形で良いですか。

○会長 何。

○22番飯野委員 先月のシェアリング太陽光の中で取下げになったんですけども、その取扱は今後どうなるのかっていうのが。

○事務局 梅の件ですか。先月梅っていう計画で上がってきた営農型太陽光の圃場について、梅の栽培はその圃場では適さないということで取下げになりまして、そちらについては現在土壌の検査中でございまして、その結果が出次第、そちらの土壌に適した作物を選定して、また改めて作物変更ということで申請を上げてくる予定になっております。

○会長 パネルとパネルの間隔が狭かったんだよね。

○22番飯野委員 上室田の件に関しては、申請は3メートルって書類はなってるんですけども、実際は無かったって件ですよ。その取扱は今後どうするかってことなんですけども。

○事務局 営農型太陽光自体を辞めるってことではなく、梅の作物が適さないっていうお話でしたので、そこを土壌検査したうえで、その土あった作物を改めて選定して計画変更の申請を上げてくるということになります。

○22番飯野委員 さっきも話したけども、実際は2メートルつきりしかないのに、3メートルの申請書になってたわけなんですけども。

○事務局 こちらにつきましては、実際のパネルの配置が、確かに間隔は狭いんですけども、土とあ

とは実際に太陽光がそれほど必要ない作物といたしますか、そういったところで土壤に適した作物に
していただくことにはなるのかなという風には認識しております。

○会長 いいですか。はい、じゃあ報告事項ということで、じゃあお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居地域、ほか3件、合計4件の4条
届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は建売分譲、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほ
か21件、合計22件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付い
たしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか4件、合計5件の通知につきまして書
類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件になります。4条申請3件、
5条申請44件、合計47件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和8年3月24日付で許可
書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

その他ということで事務局何かありますか。よろしいでしょうか。大丈夫ですね。この後ね、公
害対策委員会あるんでね、帰らないでくださいね。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第34回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時44分 閉会